

平成25年4月25日（木曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成25年4月25日（木曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長 西條栄福君

副委員長 鈴木春光君

委員 千葉伸孝君

高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

会計管理者兼
出納室長

佐藤秀一君

総務課長

三浦清隆君

企画課長

阿部俊光君

町民税務課長

佐藤和則君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長

千葉晴敏君

産業振興課長

佐藤通君

産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課課長補佐	三浦 浩 君
総務課上席主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事務局 長	阿部 敏克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦 勝美

午前11時20分 開会

○委員長（西條栄福君） おそろいのようにございますので。本会議を休憩しての特別委員会があります、慎重審議いただきますよう期待いたしまして挨拶とさせていただきます。

ただいまより、東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は14人です。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の特別委員会は、当局より特別委員会に対しUR都市機構によるCM方式について説明したい旨、申し入れがありましたので開催するものであります。

早速会議に入りたいと思います。

それでは、UR都市機構によるCM方式についてを議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 復興市街地整備課の沼澤です。よろしく申し上げます。

私のほうからUR都市機構によるCM方式についてと今後の志津川地区の事業展開について、時間をいただいでご説明いたしたいと思っております。

資料のほうなんです、こちらのA4の資料2枚、A3の資料1枚の3枚となっております。

まず、資料のほうのA3の資料を見ながら説明させていただきます。

今回議案となっております東地区の東工区、この青色で記載しておりますが、東地区の東工区をまず先行整備地区として整備します。その次に、次期整備地区、この赤色で記載しておりますところですが、次期整備地区である東地区の西工区、中央地区、西地区と低地部の区画整理エリア、復興拠点連絡道路、高台避難道路の6地区を一体的に整備するために、これら地区の事業を一括して実施することをUR都市機構と今後協議します。この協議を受け、UR都市機構では、これら6地区の複数地区を一体的に整備する手法として、CM方式という方式での発注を予定しております。なお、複数地区を大きくくりとした整備手法とは異なりますが、実際の事業実施に当たっては、今回の東工区と同様に、事業ごとに業務委託契約を締結することとしておりますので、事業契約について議会承認を得て契約を締結するということになっております。

では、CM方式とは何なのかについてですが、資料のほうに戻りまして、1ページのほう見させていただきます。CM方式とは何かについてですが、概略で申し上げますと、囲いの中に記載

しておりますとおり、志津川地区のように複数地区において段階的に施工する大規模工事を大きくくりにしてですね、設計、施工、マネジメント、施工管理ということですが、設計、施工、マネジメントをまとめて発注し、全体工期の短縮を図ることができるものです。資料にも今記載しておりますけれども、CMとは、コンストラクションマネジメントの略でして、請負者から専任されるコンストラクションマネジャー、略してCMR（統括管理技術者）と記載していますが、この統括管理技術者が調査、設計及び工事施工とあわせて、本来発注者が行うマネジメント業務、これは施工調整だったり、コスト管理だったりなんですけれども、これらの一部を発注者の代行者となって、中立的な立場で工程、品質、コスト、施工管理などを支援するものです。請負者、この場合だと大手ゼネコンを想定しておりますが、ゼネコンなどが工期の最短化やコスト縮減の検討、品質管理などを支援することとなり、大手ゼネコンのノウハウを活用した志津川市街地における復興事業の促進が期待できます。

この方式により、次期整備地区、先ほどA3で説明いたしました、次期整備地区を含む志津川地区の施工業者が決まることとなります。決まることにより早い段階から作業員や建設資材や機械を調達することが可能となり、志津川市街地の復興事業を集中的に施工することで事業のスピードアップが期待できるものです。資料中段のほうに事業の執行体制という例を記載しておりますが、ここを南三陸町の場合に当てはめると、市町村、これは南三陸町です。南三陸町がまずUR都市機構へ業務委託、これは今回の議案案件になっています。業務委託を発注しますと同時に、次期整備地区の一体整備を要請します。先ほど部面でお示しました残りの6地区ですね。これらの次期整備地区の一体性整備を要請します。UR都市機構はこの事業委託を受けまして、CM方式により発注をいたします。設計、施工を一括発注し、請負者、この場合はゼネコンを想定していますけど、請負者と契約します。請負者はCMRという統括管理技術者を専任で配置し、早期整備エリアと次期整備エリアを一括して管理し、施工するものです。

2ページに、従来の発注方法とCM方式での違いを簡単にイメージしたものを作成したものを付けております。まず、従来、左側に記載しておりますが、従来であればまず測量から始まりますので、測量のほうを発注者側で発注します。それで、測量業者なりで請負者となって業務をやります。それを受けて、今度詳細な設計をまた発注者で発注します。それで、コンサルなりで設計を進めます。その成果をもって工事、発注者側で積算をやり、公告の準備等します、発注の準備ですね。その施工を工事、建設業者なりが請け負うと。それで、事業完了というのが従来の流れです。この場合、1事業であればこれで工事が完成するんですが、志津川のよ

うに複数の事業があった場合はこれを事業ごとに繰り返すこととなります。この場合の問題点なんですけれども、簡単に6つほど下のほうに挙げさせていただいています。特に志津川地区のように複数の地区で複数の事業が実施されるような場合は、設計者や施工業者が複数でばらばらだと、一貫した工期やコストなどの管理が困難だったり、工事車両の輻輳とかですね、施工調整が難しくなり、一般道路などでのダンプによる渋滞などを招くこととなります。また、事業ごとに設計や工事を発注することから、発注者側の技術職員不足、ノウハウの不足というものもありますけど、そちらの問題が大きくあります。また、多くの工事が発注されることから、発注しても落札者がいない、今の県の工事などですね、そういったことで落札者がいないなどの工事の不調、不落などの問題も生じ、工事の着手が大幅に遅れる要因となります。この問題を解決する手段、発注方式といたしまして、一括発注方式というやり方もあります。真ん中に書いております。従来の発注方式と違うのは、調査、設計、工事を一括で発注するものです。この発注により大規模工事の輻輳とか施工調整といった課題はおおむね解決できるんですが、何回も申し上げるとおり、今回の志津川地区のように複数の地区で複数の事業が実施されるような場合は、一貫した工期、コスト、品質管理などが非常に困難になってしまうという問題、またはその発注者側の技術職員の不足というものが依然として問題として残ります。さらに、この問題を解決する発注手法はないかということで検討した結果、このCM方式、純粹には一括発注方式を併用したCM方式ということになるんですけれども、こういうCM方式というのがあります。先ほどの一括方式と何が違うのかということなんですけれども、複数の地区の複数の事業を一体的に整備することになります。そのために、これらを大きくくりして発注することになるので、施工業者が1社、ゼネコンだったりJVだったりということで、1社で決まります。また、発注者が行うことになっていた施工調整だったりコスト管理というのを請負者から専任されるCMRという統括管理技術者が行うことで、一貫した調査、設計、施工が可能となり、これまでの発注方式での問題点を解消することができるというふうになっております。参考までになんですが、既に県内では女川町、東松島市においてCM方式による施工を現在実施中です。今後も、県内だと気仙沼市等、ほかの市町でもその導入を今事務手続き中だったり検討しているということで、広く導入が期待される方式だというふうになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 担当課長による説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

これまでの説明に対しまして伺いたいことがあれば伺ってください。三浦清人委員。

○三浦清人委員 初めて聞く言葉でありまして、CM方式というものを取り入れると。それで、

何ですか、従来の委託だと色々な問題が発生する。その問題を回避するためにこういった新しい方式をとるんだということの説明であります。まあ、調査、測量、設計、施工を一括して請け負ってもらうというような流れのようです。

この1枚目の1ページの図、執行体制ですね、これを見てるんですが、もっと早くするためにはURを省いて町が直接ゼネコンに請負と、CM契約をとというのは結べることはできないんでしょうか。そうするともっと早いんじゃないかなという感じするんですがね。省くものは省いてやると。そうすると、経費の面でももっと安くできるんじゃないかなという感じもするんですね、客観的なものの見方としてね。そこにはなぜそのURを入れなければならない理由がどこにあるのかということが質問なんです。

○委員長（西條栄福君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） はい、議員おっしゃるとおりですね、必ずしも発注者の間に別の機関が入ってじゃないと発注できないというものではもちろんありません。ほかの市町でも直接町なりが発注しているという場合もあります。ただ、今回本町のように、先ほど職員の定数はほぼ満足しているというお話をさせていただきましたが、やはり技術職員というのに関連すると、どうしてもそのノウハウを持った者というのがなかなかやはり少ないと。ほかの自治体から職員の応援をいただいている中で、この発注方式、物すごい事務手続きが非常に煩雑でして、物すごい労力をとられてしまうと。そこにその時間を費やしているよりは、URのほうに、独立行政法人なので、そちらのほうにお願いしまして、職員のほうは国と県との協議だったり、あと用地交渉だったり、全く町がやらないというわけじゃないので、その前段のいろいろな手続きとか協議のほうを町のほうが主になってやって、あとは専門のそのノウハウを持っているURのほうで発注の手続きのほうを考えてもらうというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 人的問題ということが第一にあげられる問題なのかなという解釈はするんです。こういう従来のやり方、あるいは一括方式、不落のリスクも背負うんだというような説明でありますけれども、県のこの入札基準の緩和というんですかね、確か5月17日施行というようなことで、入札方法といいますか、緩和されるというような話であります。具体的にどのような緩和されるのかですね、その入札の。建設課長おわかりですか。わからなければいいです、あとで県のほうと問い合わせしてですね。だから、そういう入札の緩和が施行されれば、こういった不落のリスクなんていうのもかなり回避されるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） はい、ご指名でございますのでご回答申し上げたいと思います。

先週、県のほうで業者向けに1週間かけて改正の説明会を開催しております。その資料をもとにちょっとお話をさせていただきたいと思います。

主な改正の目的でございますが、平成24年度、先ほど議論になっております不調の件数が約3割ほど全体で不調になっていると。その中で、特に1億円未満についてが35%になっているということでございまして、この1億円未満の工事、数があるものですから、この辺を何とか対策を練りたいということで今回の改正になったようでございます。

それで、対策の、改正の主な内容でございますけれども、これまで主に入札する場合は低入札価格調査制度、それから総合評価制度をもとに入札を実施しておりました。それですと、大体業者に対する負担も大きいし、時間もかかるということで、今回それを廃止をいたしまして、普通一般に行われております最低制限価格を設定をいたしまして、その中で一番安い業者と契約をすると、シンプルな形に変えたいということでございます。

それから、2つ目といたしまして、オープンブック方式の適用緩和ということで、これまで例えば下請けがあるんでは下請けの業者、それから下請けと契約する予定価格、それから全体の工事費の内訳表と、かなり大変な書類を出しながら入札に参加しておりました。それですとなかなか、下請けが後で変更になったという場合についても、後で手続きが必要になってくる、大変複雑な状況でございましたので、その辺を緩和をしたいということで、工事費の積算内訳書のみ提出に変わるというような内容でございます。

それから、大きな2つ目でございますけれども、技術者の確保の点でございます。これまでもそうであったように、入札日の3カ月以前から雇用されていたものを技術者として、担当として設定をするという条件でございましたが、入札日の1日前に雇用した者も配置担当者として認めるということを引き続き継続をしたいということでございます。

それから、万が一開札日、入札を開札するわけでございますけれども、その日にほかの工事を担当している技術者を、今回新たに発注する工事の技術者とする場合においても、一定条件はつきますけれども、着手月日、工事に着手する日を指定することができます。いろんな都合があったので、契約は4月中にしますけれども、いろいろな都合がございまして、現場に入るの6月にしてくれという場合、ここに2カ月ほどの空白が生じます。そのときに、その技術者を遊ばせておくというのは何か変でございますが、張りつけますとほかの仕事ができませんので、そういう場合は6月の着手指定日までにその工事が終わるのであれば、その方を予定技術

者として配置をして構わないということが改正の主な点でございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 まあ、先ほどの、最初の、じゃあどうしてもやっぱりこの人的問題でURに一応発注をさせて、させてというか、して、それからこのCMRというような事業の流れであるということは理解はいたしました。

それから、課長、その県の入札の緩和改正と申しますか、その最低価格をこれまでは80%、副町長いつもね、言っているんですけども、これの引き上げとか何かというのはなかったんですかね。例えば人件費の高騰、あるいは材料費の高騰等によって、この不落というのが起きてきている原因の大きな要因でありますのでね。その最低価格の設定等の引き上げというのは、今回のその改正と申しますか、緩和には入ってないのかどうかですね。従来までは75から80ぐらいということであつたわけなんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 最低制限価格の設定方式でございますけれども、積算された価格に単純に80とか70ということではなくてですね、今、しばらく前からですね、ちょっと内容を申し上げますけれども、設計額、純工事費のまず95%に掛けると。それにプラスして現場管理費がございますが、それに75%を掛けると。そして、一般管理費に65%掛けた数字をもって最低制限価格としておるところでございます。これについては特段今回改正はされていないようでございます。

ただ、先ほど言いました価格、総合評価方式に基づく入札につきましては、これまでその採点方法の中で若干の考慮はされておるようでございます。これまで入札、総合評価でございまして、価格面での評価をするときに、予定価格と同じ場合をゼロとして、80%の場合は満点ということにしておりました。1,000万円の工事出れば800万円で入札した方には100点をあげると、その価格面の評価でございましてけれども、それを85点を満点とするということで、若干の評価のほうで考慮をするという形で改正になっているようでございます。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） ないようであります。

以上でUR都市機構によるCM方式についての質疑を終わります。

そのほか、その他として確認したいことがあれば伺っていただきたいと思っております。ございませんか。（「なし」の声あり） ないようであります。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長にご一任をいただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、次回の会議は、そのように取り進めることといたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時45分 閉会